

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成27年7月3日（平成27年（行個）諮問第113号）

答申日：平成28年6月24日（平成28年度（行個）答申第52号）

事件名：本人が特定自衛官に提出した特定日付け申立書の不開示決定（不
存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙3に掲げる本件文書①に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）及び本件文書②に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成27年2月16日付け防人服第1973号により、防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）のうち、不開示とした部分の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 原処分で不開示とした保有個人情報の開示を求める。

イ 平成26年10月31日付け申立書（本件文書①）について、原処分は、保有個人情報開示決定通知書で「貴殿より提出されていない」としているが、異議申立人はこれを中隊長に提出した。よって、これに記録された保有個人情報を不開示とした原処分は不当である。

（2）意見書

異議申立人から、平成27年8月18日付け（同月20日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、別紙１に掲げる保有個人情報の開示を求めるものであり、これに該当する保有個人情報が記録されている文書として、別紙２に掲げる文書１ないし文書１２を特定し、これらに記録された保有個人情報については開示とする一方、「私が中隊長に提出した申立書（２６．１０．３１）」（本件文書①）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報１）及び「これらの申立書の受理の有無がわかる受領書（２６．１２．１４，２６．１２．１７分）並びにこれらの申立書に対する全ての回答の書面」（本件文書②）に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報２）については、保有していないことから不存在により不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

２ 文書不存在の理由について

異議申立人が提出したと主張する１３件の申立書のうち、本件文書①については、異議申立人から処分庁に提出されておらず、保有していないことから、これに記録された保有個人情報は不存在につき不開示とした。

また、本件文書②については、開示請求があった時点においては、申立書の受理について検討中であったことから作成しておらず、これに記録された保有個人情報は不存在につき不開示とした。

３ 異議申立人の主張について

異議申立人は、本人自らが処分庁に提出したとする１３件の申立書（開示請求書に記載された年月日による）のうち、本件文書①を不開示とした原処分について、本件文書①は提出しており、これに記録された保有個人情報を不開示とした原処分は不当であると主張する。

異議申立人は、本件文書①を提出したとするが、処分庁は、原処分を行うに当たり、本件文書①が異議申立人から提出されていないことを入念に確認しており、異議申立人の主張は当たらない。

よって、異議申立人の主張には理由がないことから、原処分を維持することが妥当である。

なお、異議申立人は、従前より処分庁に対し、本件開示請求と同様、異議申立人自らが処分庁に提出した書面や処分庁から受領した書面などに記録された、開示請求によらずとも異議申立人が既に保有している個人情報の開示請求を繰り返しているところであり、このような異議申立人からの開示請求を立法趣旨に照らしたとき、当該開示請求が行政機関が保有する本人情報の正確性及び取扱いの適正性を本人が確認するための手段であるとは到底いえず、法が予定する開示請求とは全くかけ離れたものであり、法１２条で保障されている広く国民

に対する自己の保有個人情報に係る開示請求権の行使から逸脱する可能性があると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月20日 異議申立人から意見書及び資料を
收受
- ④ 平成28年6月22日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報等について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報1については、本件文書①の提出を受けていないことから、保有していないとして、また、本件対象保有個人情報2については、本件文書②を作成していないことから、保有していないとして、それぞれ不開示とした。

これに対して異議申立人は、不開示とされた保有個人情報の開示を求め、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 処分庁における申立書の受付等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件に係る申立書は、陸上自衛隊服務規則（以下「規則」という。）に基づく申立ての書面であり、規則には、申立ての受付や申立書の受領、申立てへの回答の詳細に関する規定はない。

イ 申立書の受領は、申立ての提出を受けた中隊において受付簿に記録して管理しており、受領書の交付は行っていなかった。

ウ 申立書の受領後は、上位部隊本部へ報告し、相談の上、おおむね2、3日中には、申立人に対して回答を行っていた。回答は、申立ての内容によっては、書面で行うこともあり得たが、本件に係る申立てについては、結果的に全て中隊長から申立人に対して直接口頭で行った。

(2) 本件対象保有個人情報1の保有の有無について

ア 諮問庁は、原処分に当たって、本件文書①が異議申立人から提出されていないことを入念に確認したと説明するので、具体的な確認内容について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特定中隊の事務所内の書庫等を探索した結果、その存

在を確認することはできず、また、当時の中隊長に保有の有無を確認したところ、受け取っておらず、保有していないとの回答を得たとのことであった。

これに対して異議申立人は、本件文書①を提出したと主張し、意見書（諮問庁の閲覧に供することは適当でないとされているので、詳述はしない。）においても、「申立書」と題する平成26年10月31日付け中隊長宛て文書の写し（以下「本件写し」という。）を資料として添付した上で、本件文書①を提出したと重ねて主張する。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に上記（1）イの受付簿の提出を求めさせ、確認したところ、本件文書①の受付記録はなかった。なお、文書1ないし文書12については、同受付簿にその受付記録が認められた。

ウ 本件文書①の提出の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に再度確認させたところ、諮問庁は、当時の中隊長に、再度、平成26年10月31日付けの申立書を受け取ったか否かを確認したが、受け取った覚えはないとのことであった旨説明する。

エ そこで検討すると、上記イのとおり、他の申立書（文書1ないし文書12）については、全て受付簿に記録して管理されていたことに鑑みると、本件文書①についても、これを受け付けていたのであれば、特段の事情がない限り、受付簿に記録して管理していたと考えるのが合理的である。

意見書に添付された本件写しについては、異議申立人が意見書を諮問庁の閲覧に供することは適当でないとしているので、当審査会が本件写しを諮問庁に提示して、本件文書①の提出の有無を確認させることができないから、本件写しの存在をもって直ちに防衛省において本件文書①を保有しているとまでは認められない。そして、原処分時にされた上記アの本件文書①の探索及び当時の中隊長に対する上記ア及びウの諮問庁の確認が特段不十分であったとは認められない。

したがって、本件文書①は提出されなかったとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとまではいえず、これを覆すに足る特段の事情も存しない。

よって、防衛省において、本件文書①を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報1を保有しているとも認められない。

(3) 本件対象保有個人情報 2 の保有の有無について

ア 本件文書②のうち受領書の保有の有無について

諮問庁は、上記(1)イのとおり、申立書の受領は受付簿で管理しており、受領書は交付していないと説明する。

そこで検討すると、申立書の受領について、規則 4 1 条は特段規定していないこと及び受付簿による管理のみでは特段不十分であったとはいえないことから、受領書は作成していないとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、防衛省において、本件文書②のうち受領書を保有していたとは認められない。

イ 本件文書②のうち回答の書面の保有の有無について

(ア) 諮問庁は、上記(1)ウのとおり、本件に係る申立てに対しては、全て、結果的に申立ての受領後、おおむね 2, 3 日中には申立人に口頭で回答したとしている。

また、諮問庁は、本件に係る申立てのうち、文書 9, 文書 1 1 及び文書 1 2 による申立てへの回答については、本件開示請求の時点では、その受理について検討中であったことから、作成していなかったとも説明する。

そこで、申立ての受理の意味するところ並びに文書 9, 文書 1 1 及び文書 1 2 による申立てを受理したのか否か等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

a 申立ての内容を精査の上、調査委員会等による調査を実施するか否かを検討した結果、調査を実施することとなれば当該申立ては受理とされ、実施しないこととなれば不受理とされる。

b 文書 9, 文書 1 1 及び文書 1 2 による申立ては、中隊において文書 9, 文書 1 1 及び文書 1 2 を受領後、上位部隊本部へ報告し、検討した結果、不受理とされ、上記受領の翌週に、申立人に対して、同申立ては受理しない旨を口頭で伝えており、本件開示請求の時点では、いまだ回答していなかった。

(イ) そこで検討すると、規則 4 1 条は、申立てへの回答方法の詳細は規定しておらず、本件に係る申立てへの回答を口頭で行っていたとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

次に、本件に係る申立てのうち、文書 9, 文書 1 1 及び文書

12による申立てへの回答については、上記(2)イの受付簿によれば、文書9、文書11及び文書12は、平成26年12月17日及び18日に受領されており、本件開示請求書によれば、本件開示請求は、同日付けでされている(同月19日收受)。そして、同申立てへの回答は、上記受領の翌週に申立人に対して口頭で行ったとの上記諮問庁の説明を踏まえると、同回答は、同月21日以降に行われていたことになり、本件開示請求の時点で同申立てに対する回答はされていなかったとみることができるから、同時点で、文書9、文書11及び文書12による申立てへの回答の書面を作成していなかったとの諮問庁の説明が不自然、不合理であるとはいえない。

したがって、防衛省において、本件文書②のうち回答の書面を保有していたとは認められない。

ウ よって、防衛省において、本件対象保有個人情報2を保有していたとは認められない。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、防衛省において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子

別紙 1

私の中隊長に提出した申立書（26.8.22, 26.9.26, 26.10.14, 26.10.27, 26.10.31, 26.11.6, 26.11.7, 26.11.12, 26.12.14, 26.12.17×2は原本。26.12.11, 26.12.15は中隊長が原本の受け取りを拒否したため、写し）及びこれらの申立書の受理の有無がわかる受領書（26.12.14, 26.12.17分）並びにこれらの申立書に対する全ての回答の書面に記録された保有個人情報

別紙 2

- 文書 1 申立書（平成 26 年 8 月 22 日）
- 文書 2 申立書（平成 26 年 9 月 26 日）
- 文書 3 申立書（平成 26 年 10 月 14 日）
- 文書 4 申立書（平成 26 年 10 月 27 日）
- 文書 5 申立書（平成 26 年 11 月 6 日）
- 文書 6 申立書（平成 26 年 11 月 7 日）
- 文書 7 申立書（平成 26 年 11 月 12 日）
- 文書 8 申立書（平成 26 年 12 月 11 日）
- 文書 9 申立書（平成 26 年 12 月 14 日）
- 文書 10 申立書（平成 26 年 12 月 15 日）
- 文書 11 申立書（平成 26 年 12 月 17 日）（26. 12. 17 受付）
- 文書 12 申立書（平成 26 年 12 月 17 日）（26. 12. 18 受付）

別紙 3

本件文書①

「私が中隊長に提出した申立書（26.10.31）」

本件文書②

「これらの申立書の受理の有無がわかる受領書（26.12.14, 26.12.17分）並びにこれらの申立書に対する全ての回答の書面」